

## 第35回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月11日（月）午後3時00分～3時30分

2. 開催場所 邑楽町役場 3階 301会議室

3. 出席委員 10人

1番	横山	正行
2番	金子	節夫
3番	松崎	マサエ
4番	松島	章倫
5番	小林	修
6番	中村	政五郎
7番	島田	信成
8番	高田	洋子
9番	天谷	豊
10番	大川	則彦

4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第104号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第105号 農用地利用集積計画（案）の決定について

第3 報告

報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長(天谷)	<p>それでは只今より、第35回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>本日の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第35回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p>
会長(天谷)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番 中村政五郎委員、同じく7番 島田信成委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第103号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第103号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年4月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可するこ</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>とを決定致しました。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号3番。この申請の譲受人は法人であり、農地所有適格法人として認められる要件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①株式会社（株式非公開会社）・持分会社・農事組合法人のいずれかであること</li> <li>②売上高の過半が農業であること</li> <li>③構成員・議決権要件が常時従事者が総議決権の1/2を超えること、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の1/2未満であること</li> <li>④役員過半が農業の常時従事者、役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事していること</li> </ol> <p>以上、4つの要件があります。では、今回の申請法人の農地所有適格法人としての事業等の状況をご覧ください。まず、会社の形態は株式非公開会社であり、①の要件を満たします。次に1-2売上高をご覧ください。過去3年間の売上高実績は農業以外の売上げであり、100%農業によるものであります。よって②の要件を満たします。次に、この法人の構成員及び農業従事者は1名であり、この1名で議決権100%ということですので、③の要件を満たします。次に、構成員の農業の従事状況ですが、役員である者は年間通じて</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>従事している状況で、④の要件を満たします。</p> <p>以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものであると思われます。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、8ページから10ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>次に、議案第104号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第104号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年4月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p> <p>10番(大川)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> <p>10番大川です。4月7日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字下中野地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は市街地近傍小集団農地の第2種農地として判断され、3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第105号、農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。先に、議事日程と一緒に配布しました、令和5年度5月、農用地利用集積計画(案)について農業振興課より、説明を願います。</p>
<p>農業振興課(茂木)</p>	<p>それでは令和5年度5月農用地利用集積計画についてご説明します。農用地利用集積計画(案)をご覧ください。新規3年から再設定10年、また、中間管理機構を通じた貸し借りや、所有権移転等の区分がございますが、各区分の面積については、表の通りとなっております。また、各区分の面積を合計したものが、一番下の合計欄の通りとなります。</p> <p>次に、令和5年5月1日現在利用権設定状況(予定)をご覧ください。各項目における数値は記載の通りであり、農地集積率については、前回比で0.13%の増となりました。以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしく願います。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>農業振興課からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

事務局(國府田)	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り決定いたします。</p> <p>次に、議事日程第3、報告第41号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番について、事務局より報告願います。</p> <p>報告第41号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年4月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については15ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第35回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和5年4月11日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u></p> <p>委員 <u>中村 政五郎</u></p> <p>委員 <u>小林 修</u></p>